

臭気指数規制の導入について

県では、工場や事業場から発生する悪臭についてアンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。

しかし、最近の悪臭苦情は、指定された悪臭物質以外のいろいろな物質が混ざり合った複合臭が原因の苦情が増加しています。

そこで、規制方法を見直し、人間の嗅覚を用いて臭いの程度を判定する「臭気指数規制」に変更し、平成17年2月1日から施行することとなりました。「臭気指数規制」の主な内容は、次のとおりです。

規制対象及び地域

県知事が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認めて指定した規制地域内において、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象となります。（規制地域の範囲については、市町村にお問い合わせください。）

敷地境界線上における規制基準（1号基準）

区 分	A 区 域	B 区 域	C 区 域
規制基準 (臭気指数)	1 3	1 5	1 7

気体排出口の規制基準（2号基準）

排出水における規制基準（3号基準）



- A 区域：主に住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域
 B 区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域
 C 区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

詳しくは規制図面をご覧ください。規制図面につきましては、各市町村、地域を所管する各地域振興局林務環境部及び大気水質保全課において閲覧できます。

規制を行う際の悪臭の評価方法

臭気指数による方法

『臭気指数』とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水に、おいが感じられなくなるまで無臭空気(無臭水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

例えば、臭気を100倍に希釈したとき、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、臭気濃度は100、その臭気指数は2.0となります。なお、臭気を30倍に希釈したときの臭気指数は1.5、臭気を10倍に希釈したときの臭気指数は1.0となります。

施行日

平成17年2月1日(平成16年山梨県告示第496号)

